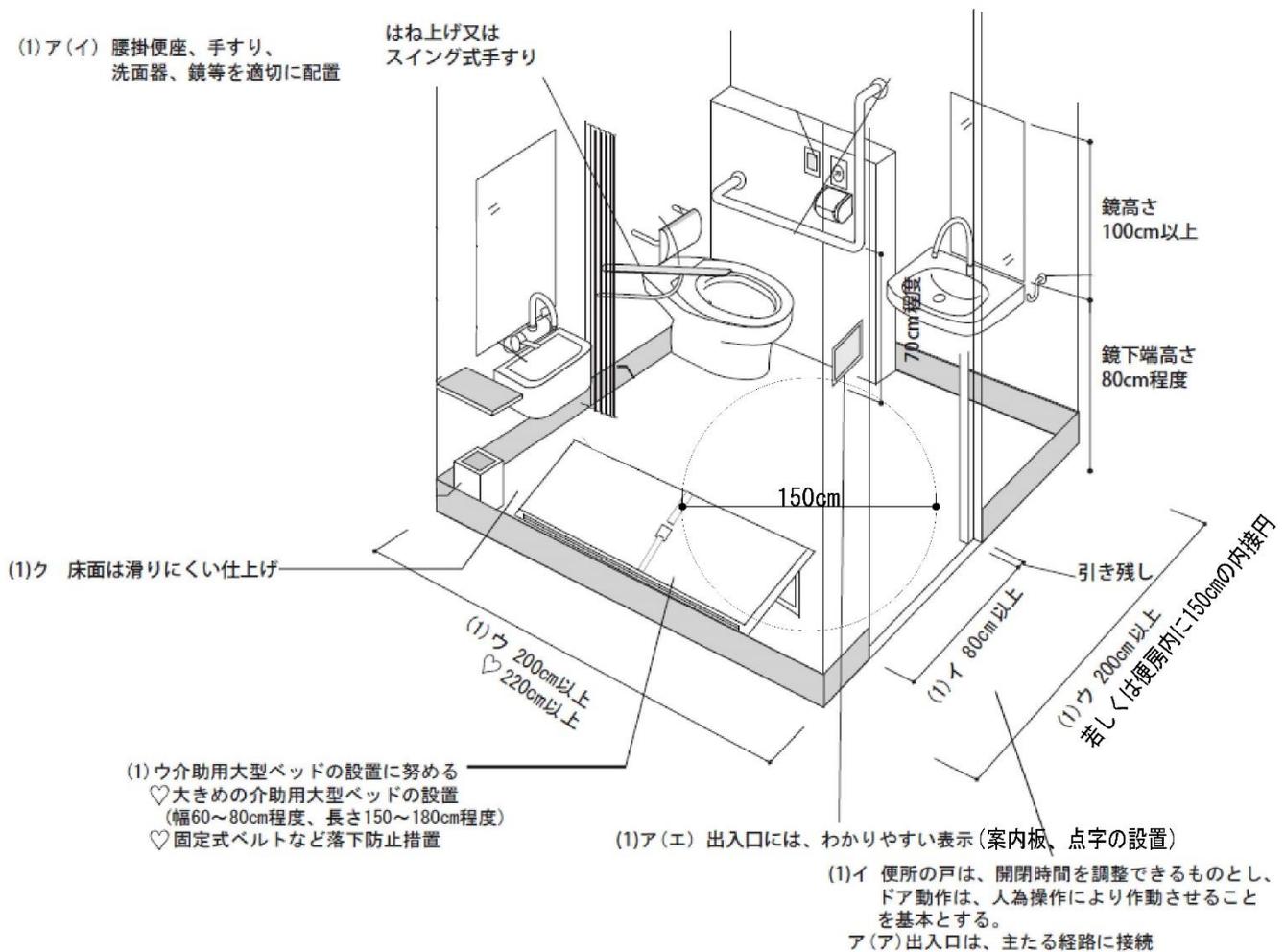


便所 車いす使用者用便房の設置

車いす使用者が利用できる便所等の設置基準が令和7年6月に改正されました。
 車いす使用者用便房の設置数が原則、各階に1箇所以上を設置するようになりました。
 詳細については、国土交通省のHPをご確認ください。

車いす使用者用便房の整備例



♡の項目については、整備を努める項目となります。

※改定のあった介助用大型ベッドの設置の詳細については、
 神奈川県のHPをご確認ください。

車いす使用者用便房の実例

・入口



・腰掛便座、手すり



・洗面器、鏡、水栓器具を備えた便房



・介助用大型ベッド、乳幼児用のいす

